

## 船舶事故調査報告書

平成28年1月28日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（岸壁）
発生日時	平成27年1月11日 19時20分ごろ
発生場所	山口県徳山下松港第4区 徳山下松港島田防波堤灯台から真方位040° 330m付近 （概位 北緯33° 57.3′ 東経131° 55.7′）
事故の概要	貨物船卓洋丸は、離岸作業中、岸壁に衝突した。 卓洋丸は、右舷船尾部外板に凹損を生じた。
事故調査の経過	平成27年2月17日、調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 卓洋丸、259トン
船舶番号、船舶所有者等	142137、三洋汽船株式会社
乗組員等に関する情報	船長、三級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 右舷船尾部外板に凹損 岸壁 なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西南西、風力 4～5 海象：潮汐 上げ潮の初期 山口県周南・下松地域には、本事故時、強風及び波浪注意報が発表されていた。 日没時刻：17時22分ごろ
事故の経過	本船は、鋼材約556tを積載し、入船右舷着けでほぼ真北に向首した態勢から離岸作業を行っていたところ、船尾が岸壁から十分に離れる前に西風に圧流された。 船長は、西方からの風が強いと思っていたが、この程度の風であればタグボートの支援がなくても安全に離岸できると思い離岸作業を開始した。
分析	本船は、船長が、風力4～5の西風が吹く状況下、タグボートの支援がなくても安全に離岸できると思い、ほぼ真北に向首した態勢から離岸作業を行っていたところ、西風に圧流されたことから、船尾部が岸壁と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、離岸作業中、西風に圧流されたため、船尾部が岸壁と衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・強風下で離着岸作業を行う際には、タグボートを適宜使用すること。